

都市公園内での菜園事業に関する

事業者候補選定募集要項

1. 概要と目的

人口減少、超高齢社会などの時代に対応しながら、良好な公園環境を維持していくには、新たな担い手の創出や地域・企業との連携など、様々な視点からの取組が必要です。

その中で、まず、できるだけ多くの方々が公園に行ってみたくなる、関わってみたくなる取組みを進めることが重要です。その一環として、公園内のあまり使われていなかった場所を中心に市民菜園とする「こうべ菜園プロジェクト」を実施しています。

この取組を通じて、農を通じた緑に触れる機会の創出や新たなコミュニティの形成を促すとともに、公園の維持管理の効率化、美観・防犯等の環境面の向上を目指しています。

この度、この取組の更なる推進を図るため、市民参加型の菜園を設置・管理・運営する事業者を募集します。

2. 留意事項

- (1) 本募集は、都市公園法第五条の「公園施設設置許可」に基づく菜園の設置を、希望する事業者を募るものです。
- (2) 本募集により採用された事業者は、提案公園における菜園事業実施に向け優先的に検討、交渉できる権利を得られるものであり、企画提案書の内容のすべてを許認可するものではありません。採用決定後、事業者が関係各所と詳細協議を行う中で、提案内容に変更が生じる可能性があることをご理解ください。

3. 応募の資格

- (1) 菜園事業に関する設置及び運営に専門的な経験・知識等を有し、本要項の趣旨等に従い、より効率よく事業の実施を行うことができる法人、または法人格を持った団体。
- (2) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式2）に掲げる事項について事実と相違ないことを誓約できる者。
- (3) 次に掲げる事項について事実と相違ないことを誓約できる者。
 - ・代表者及び役員に、破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
 - ・神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
 - ・銀行取引停止処分を受けていないこと。

- ・ 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
 - ・ 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立
がなされている団体(更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能
に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。)でないこと。
- (4) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)～(3)を全て満たすこと。
また、神戸市との連絡調整は、代表者が行い、事業者候補選定に係る事務処理につい
ても代表者の名義で行うこと。

4. スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 募集開始（応募書類等の配布） | 2025（令和7）年9月29日（月） |
| (2) 参加表明書の提出・質問受付期限 | 2025（令和7）年10月14日（火）17時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 2025（令和7）年10月20日（月）予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 2025（令和7）年11月10日（月）17時必着 |
| (5) 選定委員会 | 2025（令和7）年11月14日（金）予定 |
| (6) 選定結果通知 | 2025（令和7）年11月中旬予定 |

5. 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き
- ア 参加申請期限 2025(令和7)年10月14日(火)17時必着
 - イ 提出書類：参加表明書（様式1）
※共同企業体の場合は、代表者が提出すること。
 - ウ 提出方法本要領「10. 問い合わせ先」までEメールにより提出すること。
- (2) 質問の受付
- ア 質問受付期限 2025(令和7)年10月14日(火)17時必着
 - イ 提出書類：質問票（様式3）
 - ウ 提出方法本要領「10. 問い合わせ先」までEメールにより提出すること。
 - エ 回答方法参加表明を行った者全員に対して、2025(令和7)年10月20日(月)までに
Eメールにより回答予定。
- (3) 企画提案書の提出
- ア 提出期限 2025(令和7)年11月10日(月)17時必着
 - イ 提出書類
 - ① 企画提案書提出書（様式4）
 - ② 企画提案書（様式自由）
 - ③ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式2）
 - ④ 法人・団体概要がわかる資料（様式自由）

⑤ その他補足資料（任意、様式自由）

※共同企業体の応募の場合は、①②は、代表者のみ提出。③④は代表者及び構成員各社分を代表者が提出

ウ 提出方法

PDFにて本要領「9. その他 (3)担当部署（書類提出先・問合せ先）」まで、Eメールにより提出すること。

エ 企画提案書の記載事項例

① 菜園設置を希望する公園名および設置希望位置

② 菜園の整備計画、運営管理方法

③ 地域住民との連携方法、維持管理に関する貢献

④ 利用者募集(広報)方法

⑤ 実績

⑥ 資金計画（事業見積書等）

⑦ 他

※①③⑤は提案書に必ず記載してください。

※設置を希望する公園は複数提示いただいて構いませんが、1公園あたり1個所とし、最大5公園とします。複数提示する場合には、公園ごとに企画提案書を作成してください。

6. 応募書類等の配布

(1) 配布開始 2025(令和7)年9月29日(月)

(2) 配布場所 神戸市ホームページに掲載

(3) 配布書類 ①実施要領（本書）
②特記事項
③各種様式（様式1～様式5）

7. 選定に関する事項

(1) 選定委員会

開催時期 2025(令和7)年11月14日(金)に、神戸市役所内にて実施予定。

※実施日は変更になることがあります。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査は、選定委員会により行います。

※応募者によるプレゼンテーションも行う場合がございます。プレゼンテーションを実施する場合は、改めてご連絡いたします。

イ 審査は、公園ごとに行います。

ウ 選定委員会の委員による採点結果を用い、委員の合計平均60点かつ、「選定公園」

項目の委員平均 18 点を基準として採否を決定。

エ 審査の結果、同一公園に応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を選定します。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定します。

- ① 地域貢献の点数
- ② 整備計画・運営管理の合計点数

オ 採用の決定を受けた事業者が詳細協議を辞退、又は詳細協議が整わなかった場合、最低基準点以上の提案の中で、2 番目に合計点が高い提案を採用とします。以降、事業者が辞退等した場合は、同様に最低基準点以上の次点の提案を採用します。

(3) 評価項目点数

評価項目	評価事項	点数
選定公園	魅力向上、利用促進、交流促進への繋がり	30
整備計画	ゾーニング・配置の合理性、利用者ニーズ・安全性への配慮 複合利用、環境・景観配慮 地域資源や公園特性を活かした独自性 スケジュールの妥当性	10
運営管理	継続利用につながる運営計画 苦情・要望に対する対応 地域との合意形成 持続可能な管理の工夫 維持管理・緊急対応の実効性 実施体制の具体性・明確さ	10
地域貢献	地域住民との連携方法 利用者同士の繋がり 公園の清掃など、維持管理活動の創出 収益性と公共性の両立	20
広報戦略	利用者獲得のための効果的な広報、運営後も含めたパブリシティ	5
実績	類似事業の実績	10
資金計画	持続可能な資金計画 利用料金の設定	5
地元企業	地元・準地元企業的な評価事項 神戸市に本社がある企業 ※次の企業の場合は 5 点で評価する ・準地元企業（神戸市内に支店、事務所など、事業拠点がある） ・共同企業体では、構成する企業のうち地元企業が 50%以上	10

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8. その他

(1) 企画提案書提出後の辞退

- ・ 企画提案書の提出後に、提案審査への応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届(様式第10)」を本要領「9. その他 (3)担当部署(書類提出先・問合せ先)」まで、Eメールにより提出すること。

(2) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出された資料について、予め内容の確認を行う場合がある。
- ウ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- エ 提出された企画提案書は返却しません。
- オ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- カ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本募集参加は無効とする。

(3) 担当部署(書類提出先・問合せ先)

神戸市建設局公園部企画課(担当者|田村、橋口)

住 所 | 〒651-0084 神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 5F

電 話 | 078-595-6462

E-mail | kouen_kikaku@city.kobe.lg.jp